

二 榎村保壽の経歴

私（保壽）は桑名藩下で丁度桑名も隔つること約七里西北に當ります。眞辨郡自瀬村と云ふ山間の僻處に生れました。生家は二百七八十年間も名主として居りまして父は榎山左九郎といひます。私は生れながら一週間後胎毒のたぬれ不幸、失明の身となりました。けれども幸に記憶力も強く勝氣でもあつたもので、おのれから家人から珠算を教はつたり、檀那寺の住僧にも經文の口授を受けながら、幾分の

の素養を得ました。十一歳の時桑名へ出て、音曲で身を立てることとし、其道に入り、生家の方は妹が一人あり、おれから婿養子として名主の名跡を継がせることになつた。おれは私の師匠は藤橋岡當といひました。十六歳の時から師の代替古に出る事となり、二十一歳の時に獨立し、二十五歳の時岡當となり、おれ相當の子弟を有することとなり、おれが其由七三首石取りの藩士で、高松源五右衛門（立見將軍の伯父）といふ人の宅へ

三年	公	盧	となり	明治	六年	榎	校	となり	ま	たり
就	て	は	御	承	知	の	通	り	吾	々
凡	極	式	とい	ふ	も	つ	が	最	重	であ
柳	澤	美	濃	守	の	一	件	の	時	關
を	助	け	た	彼	の	有	名	を	榎	山
あり	ま	した	か	ら	其	の	姓	を	冒	す
ら	れ	と	あ	ら	れ	為	め	を	あ	り
郷	望	は	父	が	大	患	死	に	瀕	して
あり	ま	す	か	ら	十	二	月	二	十	日
其	の	時	東	京	か	ら	來			
通	報	が	日	日						
榎	山	榎	校	和	一	とい	ふ	の	が	
關	老	伊	井	掃	門	頭	道	澄		

と	居	中	一	た	水	澤	川	某	とい	ふ
は	父	の	病	氣	を	見	舞	ひ	ま	した
色	々	運	動	した	顛	末	を	話	し	た
は	お	前	が	茲	に	居	て	矣	此	た
居	ら	ぬ	と	し	助	か	る	時	は	助
為	め	に	充	分	盡	す	か	よ	い	お
立	つ	と	い	ふ	の	を	聞	いて	此	の
い	此	の	上	と	も	お	國	の	為	め
の	病	氣	を	心	配	す	ま	ら	及	ば
る	か	よ	い	と	嬉	氣	に	言	ひ	放
夫										

酒吸物被下候

九月二十七日

本所一ツ目の辨財天事件の處理

本所一ツ目の辨財天事件といふのがありや

長、それと神佛混合といふはなう故といふ法律

を布いた為め此神を破壊してやつた此

の、一ツ目の辨財天も東京府から由緒を届けよ

と、いふので、經歴由緒書を出さうたら本地無跡

の名の元は神佛混合であるから取り毀すと命

令し、以下系財天由緒省略

丁度其の騒ぎの中へ新に着京して、其の誰を

聞き、たから直ぐに山村檢校を一ツ目には訪

ねて神佛混合はなうといふは布令であらば

神は佛として祀れば善事はなうと思

ふ、夫れに吾々盲人にとつては由緒ある辨財

天も一應の嘆願もせず取毀つといふは實に

言語同形である、定めし由緒書が不完全で法

意が足らなかつたと思ふ、及ばず乍ら私は一

番力もこれを見ようといふ、云ふ、山村は在京の

系財天由緒書

系財天由緒書

檢校と謀めて大評議	和は勾當の身でもあり田舎物の事であり	かゝ彼等は一向信じなかつたのであり	増進に屈服して委任するといふことにならぬ	は其時東京府知事であつた大木文平氏の會見	して上京の目的を述べ係止して問題は遠くが身	分極捨て遣ひぬかると云つて取毀一件を話し	ますと夫れは尤もの事があるが差出した理	由書によると、法律に抵触するから取毀ちの	命令を出した譯に神として祀る事となれば一
-----------	--------------------	-------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------

東京府知事

何差支がないと思ふが一應神祇官に伺つた上	處置をしようといふことであつたからこれ	ならば私が神祇官に會つて巨細を談じました	いつて神祇少輔の福羽美靜に逢つて、事件の	顛末と大木知事の意見も併せて語りますと、	如何にも尤もな話であるといふて、江の島明	神と改めて許可せらるゝ事となり遂に破壊を	免れず、その下山村檢校を始め在京の檢校	等は非常な喜びましたか又不思議と思つた様	で、此の問題が落着くとは是非檢校に昇格
----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	---------------------

東京府知事

が當然であつて且又成功の結果利益の均霑
 といふことは望みかたない。即ち愛知岐阜の二
 縣は廢川も澤山出來から潰地と差別損は無
 いからみならず水害の憂を全然免れる業が
 出来るが我縣は其流域は短かければ河川でも
 あり三川共遠くから來て築堤は多大の經
 費を要するのみならず潰地は五百餘町歩に
 達し其水と名川分流の結果自損の便を失
 し實に有形のみならず無形の上にも大なる損
 害がある。設計經費の上から見て河身改修が

七分強に當り築堤は三分強に當つて其の三分
 の一を我縣が負担するにも拘らず一地方即ち
 一縣の一部が水害を免るといふ利益の爲め
 に前述の如き損害を蒙り加之多大の負担を縣
 が負担するといふのは不當であるから諸君が
 大臣に會つたら其の事情を盡して是れ政府で
 全部支出することに懇願して呉れる様上話
 出来ず。だが彼等は大臣に面會することに
 しか出来ず右古屋で漸く會つて其話をす
 と何分にも當時は未だ官尊民卑の弊風が盛ん

桑名下町編纂部
 10

であつて山縣公から二もなく叱り飛ばさ
 水を歸つたことが後で判り
 私は此時裏心事業は賛成であつたが利害関
 係の上から負担の過重であつたのもう一つは
 業名としてには實に容易であつたことであつた
 流の上は播磨河筋を下るのはよいが長良より
 するものは少しく迂回する
 是れは我慢出来
 るとも木曾川より吐吞する貨物は全然杜
 絶せざる事となるから是れは怎うしても
 開明設置の上從來現存の支流、上油島、中鰻江

水谷正太郎

下青鷺川には是非連絡貫通せしめて置く必
 要があるといふ意見を持つて居るから
 其れを設計の中に加へさせ國庫支辨で次で建
 設せよやうといふ意見があつたが表面は絶
 對反對の説を主張したのであります
 其の後理事者は臨時縣會を用いて政府の命令
 通り附議しなれたから
 私は其時に猶然非決
 の議を唱らしなれた
 常議員等の有力者は凡
 て原案賛成であつたが幸に四十三名中二十八
 名の同意を得て否決となり又困難に附する事

水谷正太郎

物の集散は日減ず。御承知の通り米穀取
 居所としては桑名は古來有数の地で相場のみ
 ではなく現米も濃尾の平野に産する大部分は
 桑名へ集つたが殆ど三分の一にも達せぬ有
 様と云ふから初めて目が醒めて明治二十
 六年十月濃尾から私が代表者となりて上京
 し一方内務省の土木局長であつた吉市公威君
 や次官の松岡康毅君と會つて其同意を得
 一方貴衆兩院へ請願書を提出しまたたが衆議
 院は通過し貴衆兩院の院議中不幸解散となり

二十七八兩年度は日清戦役の爲め差控へ二十
 八年十一月面以上京請願書を提出して漸く兩
 院を通過し油江開闢に建設せうと、事とな
 り竟分とは行きませぬが幾分利便を得る事と
 なりませぬ此問題には私も却々骨を折ります
 したが管々しければ略しませぬ

私 明治元年に三十歳でありませぬ

女	を	開	か	東	か	王	水	と	口
位	事	國	許	方	出	攬	ぬ	用	自
の	は	進	さ	々	東	夷	と	國	分
念	解	取	ぬ	々	東	と	か	進	は
慮	ら	の	々	々	東	の	か	取	学
は	な	國	々	々	東	の	か	が	周
持	を	是	々	々	東	の	か	必	加
つ	の	を	々	々	東	の	か	要	あ
て	た	採	々	々	東	の	か	と	る
居	ら	ら	々	々	東	の	か	い	ふ
た	な	水	々	々	東	の	か	ふ	は
の	ら	は	々	々	東	の	か	は	有
で	な	な	々	々	東	の	か	り	か
あ	ら	ら	々	々	東	の	か	ら	何
る	な	ら	々	々	東	の	か	故	故

秀全行状記

可	阪	國	守	口	配	と	く	身	口
あ	城	せ	護	客	し	客	か	ら	慶
ら	へ	よ	職	易	て	易	の	た	三
こ	引	と	を	口	全	口	考	ら	年
と	き	の	解	治	然	治	へ	何	十
も	場	い	か	ま	い	ま	は	人	月
素	中	お	れ	ら	兵	ら	つ	か	徳
名	斗	命	同	め	乱	め	か	政	川
に	た	あ	月	國	の	國	な	権	慶
於	ら	つ	九	つ	巷	つ	か	を	喜
て	所	た	日	た	に	た	た	握	公
は	か	次	松	往	往	中	か	り	が
翌	斯	い	平	徨	徨	に	世	代	終
年	く	慶	容	す	す	は	は	つ	ら
正	の	喜	保	と	と	乱	乱	て	大
月	如	將	を	感	感	乱	乱	将	政
十	き	軍	始	が	が	乱	乱	軍	返
日	激	中	め	し	し	乱	乱	職	上
迄	変	大	歸	た	た	乱	乱	に	と
								就	

秀全行状記

かくと月月二十日迄は一千何百人といふ藩士
 は悉く身寄りの處へ立ち退き城開け渡しとい
 ふ大騒動が出来し事なり
 軍門に恭順の旨を申し出づると直ぐに鎮撫總
 督の命令として藩士は残りず寺院へ蟄居して
 謹慎し老幼家族は身寄りの所へ立ち退けといふ申
 渡しであつたかうしておいて勅使が素名城
 下へ出向せらるゝ事となり是と同時に士族は
 津藩と尾藩にお預けとなりて寺院の門戸を堅
 く閉じて番兵をつけ監視することとなり

素名城開城後

止月二十八日迄は着いたこと
 迎撃警衛とは龜山藩が其の任に膺り領土の取
 締りは尾藩が預ることとなりた
 一方城下の有様は開城と處極まり今にも戦争
 が始まりさうな形勢となり素名の所家は上を
 下への大混乱を極めさしもある名を驛路も為
 めに旅客の眞影も深めずといふ有様であつた
 長らくの總督から戦争などは決して起らな
 いから安堵して各其業に服せといふ令を布い
 たから始めて市民は安堵し勅使は町宿へ泊ら

素名城開城後 18

ふ、こと、を、ら、れ

〇さて藩主は前述の如く遁走して庵をひから
 勅使は某名を遣入る前日其頃十二歳であつた
 幼主松平萬之助（後定敬）を四日市へ召して
 人質とせし、藤堂家へ預け四日市法泉寺へ幽
 閉する事とせられた。幽閉中は山中傳四郎と書
 らうが、食事萬端も世話にたのである、其時萬
 之助君の容子は大小は勿論携帶せる物は凡て
 取上げられ、面縛せぬ許りの惨状仕方であつ

たのやう、斯ういふ様に一段落は着いたが、
 此の形勢を傍觀する密に松の考へますれば、

是れは此儘に捨置く置いたを大變である、
 某名藩が此の如く誠意恭順しておると云ふ事

と其筋に知らせると昔は藩主の家名を立て、
 世襲といふことが必要である、若し此儘に放

つて置けば滅亡は免れぬと非常な心配した、
 然し某名藩は天地に容れられざる逆賊である

と書いた建札が添所に建てられると云ふ有様
 であるから何處を頼るとする處もなく、金然

重きし家僕のみららんと違入り
 此ことと申すに勿海軍は四方の要所
 所々警備寺院は警戒厳密にして
 遷散の者も見れ
 は見付次第斬り捨てといふ有様
 既に三人
 人達も付され私に知らず一人は
 龜山藩士が斬られ
 明治元年三月十七日と思ひます
 故有柳川宮様が大總督で錦旗を擁し
 東海道を能く江戸へ
 御下向の街道すから来者人御一泊
 の當日高野と私は豫定の行動を
 実行することゝなれ

第一回目は門衛の誰何も無難が
 掘壁を通し

第二回目は誰何の上身體検査も
 受けました

狼眼状の精疑の質問も矢の如く
 放たれ白刃を渡すの思ひを致し
 すが漸く事を成し得る

通りをた国老を始め要路の人々
 も面會す

こと涙も流して喜び地獄で佛に
 遭ひぬ唯有難いこと日からは傳
 へられぬ

自今抱負と今後の措置に就て相
 語り大體を盡すに歸りませぬ

夫水から藩では私に重きを
 与へずと自分も始終一貫
 始終志を徹底せし

夫水から藩では私に重きを

与へずと自分も始終一貫

始終志を徹底せし

出べく決心の臍を固めず
 其時高野は年齢四十二三歳位の家祿は三百石
 であつたと言ふに居ます 彼は其後東名に於
 ける模様を齎らして歸東し 其年の九月彰
 義隊へ加名して家名同月十五日上野で戦死し
 ました
 何分にも要路の人は幽閑中であつた藩の爲め
 に献身救済の任に膺ると云ふ者は一人もなく
 独り痛心苦慮の末 大政官要路の人の嘆願す
 る外策を以て思ひ京都に上ることになり致し

其時高野は年齢四十二三歳位の家祿は三百石

た 當時某藩主の祈願所不動院に山伏があ
 りたが其藩に由縁もあり藩祖の菩提寺と同
 様の格式もあつて藩から優待せられ少の素
 養のある男であつたが彼と同行すること
 した 彼は後大和といひりその一考は策銀行横濱支店長
 尚外に盲人の弟子一人と手引きを以て行く
 ことにきりし 然し何處へ行くと
 其頃の素名藩といふ逆賊だといふので衆知
 の人といふは例令町人からいふ何處へも
 酒めてくらぬ奴といふ有様であつたが幸ひ和

其時高野は年齢四十二三歳位の家祿は三百石

盲人の職屋敷即ち總轄所と云ふものが京都に
 ありしはたから其處へ用事があるといふ名目
 で京都へ這入り込込とにいた
 明治元年三月十日同行四人乗石を發程致し
 まして東海道より京都へ着きしなりが其月
 の十五日でありしなり
 不動院の兄の後藤稱葉守といふ人(伏見官程の
地ノ下諸大夫)
 に二三回會ひしなりが有耶無耶の申しに二月
 許りして丁度四月かと思ひしなりが徳川慶喜公
 の謝罪が身來て七十萬石の祿高に定まりし

在るそこで素名藩の處置も此際つけ世實は存
 けゆが存らぬと乞ふ運動しても方針が立たぬ
 已むを得ず閏四月五日一先づ歸ることにし
 した 歸りしなりと直ぐ例の辯論で本館寺
(大石派本領寺別院)
はなは幽閑の場所)
 へ参りしなりが警衛の門
 衛も既に顔知りとなりて尻たものか知られて
 もせが通して出れしなりが容易に尊路の人
 々に面會するところが出来しなりが定敬公
 が歸順の實を示さざる限りは何處へ頼むても
 到寄駐目であつた京都に於ける運動の模様を

明治元年三月十日

詳しく話す。之は怎うにも相崎に於て謹慎
 して居らるゝ筈の藩主の行動が不分明であつ
 つは何事も手がつかぬから私か越後へ行つて
 其密子と偵察しよと提議し左が軍事奉行
 杉山純憲等々が犬口の賛成し左が結局成るし
 左の如く大 江戸の模様も奥州戦況も一向判ら
 めのみならず 定敬公が實際に謹慎してお
 らるか或は奥州の賊徒に與つてお
 らるか少しの消息も聞えぬ 而して國走共が
 盲目の身も劣る盲目漢ばかりで表面大勢に厭
 直

奥州行状記

せうれ弱者の致し方なく謹慎を表し居るもの
 の實際彼等の心には阿呆の一字有りて親藩で
 候のと徳川を笠に着ておはよくば用ひ武家の
 天下に盛り返さうといふ夢を見居るたのであ
 る。斯かる状態の間は介在して獨り自ら名分
 の為めに盡さんと欲す。盲目難い哉と嘆息す
 る事もありませぬ。其後二三月過ぎませぬと
 越後から縮緬の行商をする人が藩士の區川某
 といふものゝ邸へ参りませぬ。越後の様子を話
 しませぬ。たあから茲に始めに彼方の情況も解りませぬ

奥州行状記 24

彼は又相崎の状況報告の密義もも察し
 長 夫は定敬公の高木真作、立見勘三
 郎、後陸軍少将山脇金一郎、等以昇り揚げら
 れて遂に賊徒に投じ、高木は彼等の非行を
 峻拒した家老吉村權左衛門を相崎中濱の正藏
 寺前に於て斬殺した事や、仙臺の本松も初め
 東北の各藩が殆ど逆徒に與つたと云ふと云
 ありた、
 此の報告を讀みて私は非常に落膽した
 此の頃引換へ藩士等が賊徒勝てたの希望が

灰見えて動搖の氣味もあつたから、百万懇諭
 鎮壓の策を講じました。幸ひ翌月即ち六月で
 あつたと思ひますが、大政官から「縦令裁中策
 伏罪悔悟せざるも萬之助には相當の御處置
 ありべきに付益之謹慎せよ」との達しと併せ
 て伏見の役を喫つた者が自室謹慎を許さるゝ
 事になり、たゞの下で自勉士氣も緩和し爆発も
 免れりした。
 藩士の消息も解り藩論の歸向も略一定し、
 たゞ井田上京して嘆願して見やうと先つまし

理由加あり 元治元年の一件より國光
 の三人も死刑に處せらるるといふ騷動がある
 たのいあよから桑名藩には快き感情のあつた
 がな
 夫れに引換へ薩藩は桑名藩とは姻戚の關係も
 あり目下出頭西郷吉三助も使者として飛藩
 の事もありたから薩藩の人物に頼み込んで方
 加得策と考へて一其の平黨に困つて居りま
 すと恰も好し名吉屋の吉澤檢校が京都詰と
 しておける非常上薩藩人の眷顧になつておる事

か	次	少	入		實	と	た	喜	吉
も	す	同	田		參	愛	の	い	開
か	る	情	梯		興	け	い	や	き
ら	る	さ	に		岩	て	直	は	ま
う	より	さ	事		下	お	ち	は	た
と	誠	水	情		左	る	に	喜	か
き	意	て	と		治	重	遭	比	り
お	を	岩	打		右	た	つ	初	私
の	披	下	ち		衛	人	て	は	日
下	瀝	の	あ		朋	々	頼	吉	天
聖	して	處	け		等	は	み	澤	へ
日	彼	へ	て		は	八	ま	の	も
岩	の	行	頼		田	田	た	配	昇
下	至	く	み		知	知	吉	下	る
の	情	か	ま		紀	澤	井	お	心
邸	も	よ	ら			か	友	あ	地
へ	動	い	う			知		り	加
答	か	乃	大			遇		ま	し
り	す	公	い					す	て
ま		が	の						
		取							

桑名藩史編纂部

藩士は凡そ自宅謹慎とすつて警戒も解かれ
 おおから自由に要路の人人にも會見が出来た
 すると京都の吉澤権様より岩下善興が相談し
 たいから至急上京せよと通知が来た此の場
 合藩主定敬と連れ戻り連日歸順伏罪せしめる
 か左なくば自ら好んで流離遁避夏虫の火に入
 るが如き行動をなし社稷の覆るをも願ひず
 年形影相伴ひし患勤の家人が悲憤目睫に迫る
 とも察せざる不明の主は之を捨て在藩のも
 のは幼主萬之助のあるあり宜しく上下謹慎

の誠を効し飽くまで謝罪の志を貫徹せしむ
 らぬ當主が医助に懇して居る以上藩士は因
 道にこゝろをこゝろお増疑は解けぬわら當主と断
 絶して警藩一致の實を示すかの二途の内其一
 を選ばねばならぬ事を諄々説き申したるが服部
 岩見は京都へ上つて陳情すべく願書を出し
 酒井孫八郎は東京から奥州の方へ下つて江戸
 詰の者が靈岸寺に謹慎して居る夫れも逢つ
 て定敬公と連れ出したいといふ願書を尾藩取
 締の手を結ぐ出すことになり直ちに書發す

こ	と	に	な	つ	た	服	部	は	目	付	後	井	上	右	中	と	い	ふ
者	を	連	水	を	行	き	大	津	の	所	で	喰	ひ	と	め	ら	れ	
皇	城	十	里	外	の	地	を	命	を	待	ら	事	は	な	り	水	口	迄
度	り	遠	く	進	み	進	み	水	を	行	き	申	す	酒	井	は	識	見
人	物	を	松	岡	孫	三	郎	を	連	水	を	行	き	申	す	酒	井	は
首	尾	よく	東	京	へ	這	入	り	込	り	申	す	酒	井	は	識	見	ある
其	處	で	明	治	元	年	十	二	月	二	十	四	日	三	度	上	京	一
一	丸	此	時	は	帆	山	唯	念	佐	藤	義	郎	所	有	伊	藤		
孫	十	郎	後	年	復	た	多	度	神	社	の	社	司	に	彼	の	有	知
在	國	学	者	の	富	樫	廣	蔭	の	快	の	廣	厚	と	五	人	同	行

桑名市史編纂部

日	た	ま	り	た														
直	ぐ	に	岩	下	差	密	の	處	へ	行	き	申	す	酒	井	は	識	見
還	幸	の	御	は	充	分	業	名	の	國	状	を	知	ら	し	め	す	必
加	あ	る	か	ら	幸	大	久	保	市	藏	が	供	奉	官	で	あ	る	つ
大	久	保	に	通	り	申	す	お	し	た	が	お	前	も	大	久	保	に
お	ら	好	か	ら	う	と	指	圖	せ	ら	れ	申	す	酒	井	は	識	見
月	七	日	東	京	御	發	策	に	御	還	幸	に	な	り	申	す	酒	井
朝	敵	が	あ	る	た	名	藩	も	皆	歸	順	に	東	北	平	定	と	い
こ	と	に	な	り	三	本	松	各	藩	も	夫	れ	く	處	置	か	つ	き
仙	臺	は	二	十	八	萬	石	と	い	ふ	極	少	な	極	少	な	極	少

桑名市史編纂部 30

會津と東	津	と	東	名	が	中	が	取	り	除	か	れ	る	處	に	之
は	残	念	が	あ	る	と	思	つ	て	早	速	大	久	保	に	逢
處	遣	を	願	は	ん	と	二	十	七	日	岩	下	の	用	人	元
水	ら	れ	る	大	久	保	邸	に	御	召	遣	は	り	た	御	休
一	急	事	と	上	行	か	ぬ	か	及	ぶ	丈	片	の	事	は	盡
や	は	と	之	水	か	け	り	こ	と	び	あ	り	ま	た		
明	治	二	年	正	月	五	日	新	軍	宴	會	の	あ	ら	た	當
宿	か	ら	二	三	軒	筋	間	に	泊	つ	て	ぬ	た	横	井	小
り	殺	さ	れ	ま	た											
お	大	分	好	望	に	あ	ら	た	か	は	際	一	般	領	民	より
																嘆
																願

書	を	出	さ	せ	た	ら	よ	あ	ら	う	と	い	ふ	注	意	を	惜	み
今	水	中	に	は														
つ	く	藩	主	容	堂	候	に	版	藩	奉	還	を	勤	め	た	か	ら	近
事	実	に	な	る	を	あ	ら	う	と	い	ふ	事	も	淺	し	ま	た	た
其	月	の	十	三	日	御	柳	會	か	あ	ら	板	垣	の	五	唄	は	御
用	に	な	り	版	籍	奉	還	と	な	り	一	警	を	喫	し	ま	た	
天	下	の	牙	等	將	は	薩	長	土	肥	の	人	士	が	握	つ	て	外
は	大	勢	に	暗	き	の	み	な	ら	ず	實	に	小	使	同	様	を	お
に	な	ら	ぬ	と	感	心	り	な	ま	り	た							

備中松山藩士山田文作と川田順(後三侍藩と云ふ)
の斐名であることを見破り伊藤孫十郎の迂濼
を叱責する件面白し <small>省眺</small>
當時定数は北海道に在り
松山藩主父子は父子共居らぬか此方は幼主
萬之助もあり且つ當路の意向も判り國老酒井
加奥州へ行つておる筈であるからそんな様子
も判らぬ外船 <small>(英船)</small> に依頼する加如き無成算の
自動を為す必要は存いから断然謝絶せよと云
い山田文作は以情と述べた

一月十日頃急行歸國し國老昔に岩下の厚意を
誥し藩からは老臣酒井孫八郎と筆頭に國老
連署で尾州取締の手を経て朝廷へ願書を出す
ことにした今治藩の久松壺坂守 本家松平
隠岐守の力添もあり願書には兩藩の副書も
添へて出された一方和は断家の有志者も
集めて二百年來恩惠を受けて居られた藩の興亡
に關することであるから平民ながら嘆願書
を出し國誼に酬ゆるがよからうと説き平一
以名所總代の連署の嘆願書が出来上京した

り	ま	た	か	ら	重	ぬ	て	願	業	を	認	め	て	今	度	は	尾	藩		
取	締	り	の	年	を	纏	て	差	出	し	一	方	佐	藤	義	一	郎	の	宅	
へ	辨	事	千	種	有	文	紙	が	宿	泊	せ	ら	れ	た	か	ら	特	に		
面	謁	を	乞	う	て	憐	み	べ	き	幼	主	萬	三	助	の	立	場	や	傍	
觀	す	る	に	忍	み	か	ぬ	事	情	を	想	へ	て	明	日	御	發	替	前	に
於	て	天	機	奉	仕	の	叶	ふ	や	う	嘆	願	す	る	と	今	夜	申	に	
取	計	ら	ぬ	お	く	と	い	ふ	こ	と	か	あ	ら	た	か	遂	に	恩	命	
に	浴	す	る	こ	と	か	出	来	ず	涙	に	夜	を	明	し	ま	した			
す	る	と	三	日	目	に	宮	の	行	往	所	か	ら	追	て	東	京	御	着	
替	の	上	何	分	の	御	沙	汰	可	有	之	候	と	云	ふ	指	令	が		

奉り申上

あり	き	た																		
四	月	八	日	同	志	四	人	と	業	名	を	立	つ	て	東	京	へ	十	七	
日	に	着	き	大	久	保	卿	を	訪	れ	し	た			大	久	保	卿	は	
一	定	敬	は	實	に	容	易	な	ら	ぬ	逆	臣	で	あ	る	か	ら	お	い	
乞	水	と	は	行	く	ま	い	が	お	前	の	願	は	庇	度	全	う	せ	し	
め	て	や	る	が	藩	籍	奉	還	や	ら	新	に	藩	知	事	を	罷	く	こ	
と	に	就	て	事	務	多	忙	と	あ	る	か	ら	乞	水	が	濟	ん	を	終	
う	ね	ら	處	置	す	る		方	月	申	に	は	乞	水	も	出	来	る	だ	
ら	う	先	づ		六	萬	石	は	御	水	ぬ	と	思	う	た	ら	よ	か	ら	
く	と	云	は	れ	ま	し	た	の	で	和	は	鬼	の	首	を	取	つ			

奉り申上 34

右様を心持かしよした	其時海江田信義君が	同席であつて萬之助の可愛らしかつた事を大	久保卿に話して導かれ	一方日暮に奥州へ下りき	た酒井孫八郎は金か	無いと口つて松岡孫三郎を東名へ急行せしめ	三千四程取寄せ北海道へ行きませう	て定敬に會つて藩の状態から朝廷の恩召をも	詰り是非曲直を説いて歸順伏罪を勸告せられた	隊長榎本釜次郎に一應相談せよといふ事にな	つて榎本は乃公や大島は城を枕にする考へで
------------	-----------	----------------------	------------	-------------	-----------	----------------------	------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------

其時海江田信義君が

縦令死んでも悔は無いが君は三百年來の名家	と覆ひ併せて多數の藩士と路頭に迷はしある	ことにならるから還らるゝがよからうと酒井に	も會つて定敬を引渡しましたたから酒井は三月	四月に藩主同伴横濱迄歸つたが風聲鶴唳にお	どかされを到底藩主は助からぬと思つたとい	ふことごと一時支那上海まで外國船で落ち延び	たが夫も永居も出来ず恐ろしく乍ら再び横濱へ	立戻つて五月十九日自首いたしました歸順伏	罪の尾藩お預けとなつて市ヶ谷の尾藩邸に謹
----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------

市ヶ谷の尾藩邸に謹

定敬	は	判	巧	方	では	あ	つ	た	が	氣	慨	の	薄	弱	な						
い	た	事	柄	を	い	も	聞	き	ま	た											
歸	順	に	至	る	ま	の	事	情	を	聞	き	又	幕	末	公	が	関	係			
ど	に	昇	が	揚	が	ら	れ	て	か	り	東	北	轉	戦	の	状	況	より			
其	後	定	敬	に	四	回	程	も	會	つ	て	親	し	く	な	り	立	見	な		
定	敬	屋	藩	お	預	け															
ま	し	た																			
上	何	分	の	御	處	置	可	有	之	候	と	い	ふ	指	令	が	下	り			
定	敬	が	歸	順	す	る	と	い	ふ	越	中	歸	順	に	付	追	て	着	京	の	
慎	の	身	と	な	り	ま	し	た	に	い	ふ	この	話	は	定	敬	酒	井	榎	本	か

人	で	いた	彼	の	京	都	所	司	代	に	推	挙	せ	ら	れ	た	の			
は	春	岳	公	と	い	ふ	橋	慶	喜	公	の	お	蔭	に	あ	り	ま	す		
國	か	ら	は	吾	々	同	志	の	外	に	人	民	總	代	と	し	て	僧	侶	
也	醫	師	等	ど	か	四	五	人	も	上	京	し	ま	し	た	か	ら	右	方	
面	に	運	動	し	せ	し	た													
六	月	中	に	藩	籍	奉	還	の	御	處	置	も	落	着	し	ま	し	た	か	
ら	近	い	内	に	何	分	の	由	沙	長	が	あ	る	だ	ら	う	と	い	ふ	
の	で	同	志	中	山	伊	藤	佐	藤	を	初	め	其	他	の	總	代	な	ど	
も	皆	歸	國	致	し	ま	し	て	新	と	富	樫	と	二	人	残	つ	て	御	
少	込	を	待	つ	こ	と	に	な	ら	な	か									

八月十七日	尾藩の重役をお呼び出しに在り左
の如きは	下命ありき
松平越中へ	
戊辰正月	伏見暴擧玉師に抗し事破れて東北
に逃れ	越後に到りて固い官軍を拒み脱艦の賊
と得に	遂に蝦地へ渡り賊勢日に盛まるに及ん
で始めて	悔憤の志を抱き越中を脱し横濱に來
つて自訴	伏罪候條天下の大典に於て其罪蓋許
し難く	屹度嚴刑に處せらるべきの處出格の寛
典を以て	死一等を減じ津藩知事へ永預け仰付

られ候事	
松平萬之助へ	
越中犬逆を冒し候を以て津藩知事へ永預け仰	
付られ候處其方に於ては早く順逆を辨し速に	
先鋒總督の軍門に歸順し引續き謹慎無二を表	
し候を以て出格至仁の御恩召を以て家名立	
て下さ小更に華族の列に置かれ葉名藩六萬石	
を支配仰付られ候事	

別紙萬之助へ

越中助逆の暴戾早々取調べ申出づべき事

此の恩命に接して予の舞ひ足の踏む處を知ら

ず鴻大無邊なる皇恩に感泣し齋戒沐浴御沙汰

と拜受し罪しぬ不肖不具の身を挺して此の

難局に當りしより月を閲するに十九其間

玉度京都へ往復來し一度東京へ赴き篤々生死の

峯に出入して猥りん顯貴槐門を驚かせ或は内

父の死を顧るの暇なく自ら好んで不幸の兒と

甘んじ外藩海の沸騰を抑壓して謹慎恭順の實

を擧げしむ

同日午後四時別仕立の書簡を以て三度恩命の

趣を國に通じ一方助力を受けし高官知るに十

幾人に一々感謝の意を表し私は報告旁々歸國

するにこととなり富樫廣厚は萬之助恩謝の為め

天機奉伺に上京するに付礼儀萬端を指図すべ

く居残りしことにして八月二十八日足は軽く心

は涼しき旅程に上りまして岩淵宿で萬之助子

の上京するのと出逢ひました

松平定信御書

日下部仁左衛門西村清助は九月頃と思ひます	か洋されて歸りま	ととては常に定敬に随伴して居つた公用人の	森彌市左衛門が藩主の身変りといふ梅で居出	され死を賜りて十一月深川の下邸に於て刑法	官の檢死立會の上次横目付木村光綱が介錯人	として切腹しました	彼の子爵家の家令林陳義は	彼の悴でありませ	うれしきやつくす心のあらはれて	若にかはれる	死出の旅立	辭世
----------------------	----------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------	--------------	----------	-----------------	--------	-------	----

附	山田家	山田一黨同席とある山田家は當時長赤番付に	も載り奉封家にして三百年來の舊家であつて	一人に東名十一萬石の會計を持つてゐた	家柄で幾十萬石藩の爲めに出して居たもので	あつたが藩士ではなかつたけれども特別の取	扱ひと武士分の格式があつたのです	山田家	は今没落して諸戸請言の屋敷は即山田の跡で	や
---	-----	----------------------	----------------------	--------------------	----------------------	----------------------	------------------	-----	----------------------	---

山田家

大正七年五月

(非賣品)

東京忠愛社印刷

東京市下代々木 指村保壽 出

東京外臨

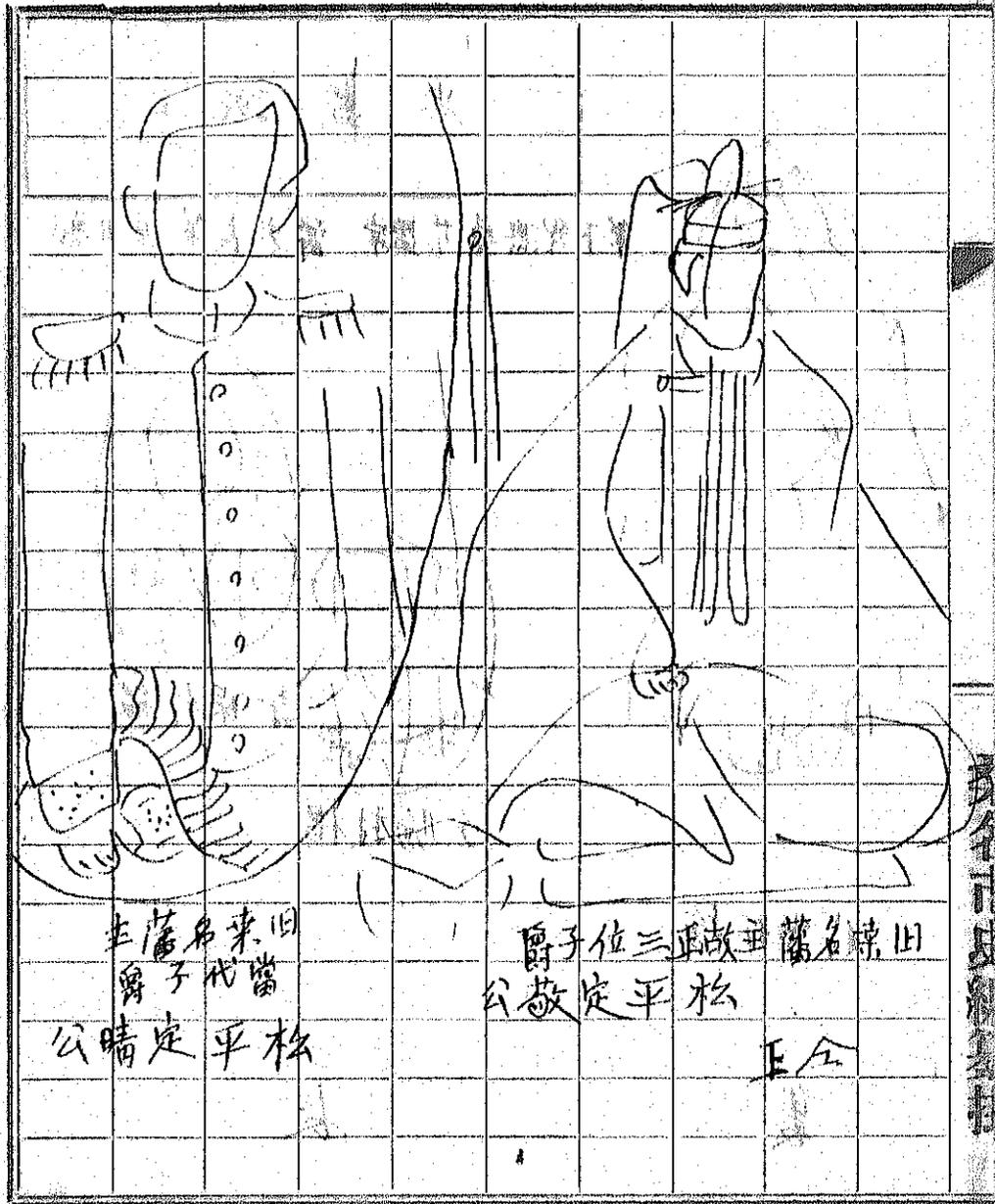
塚本左治郎 監

跋

編註員 郷田秀男 誌

本書ハ東京市史編纂部ノ資料トシテ筆寫シ
 たりしものあり。原文と省略したり順序を
 変へたりした。即ち東京人物史の便の爲
 めに經歷を先に取纏めて寫し維新の東京
 史の爲に當時の事情を後に寫した。誤謬
 は正し意味の通れりしは是の如くにして

昭和十四年十一月十日



旧名来藩主
 當代子爵
 松平定晴公

旧名来藩主
 三正故主
 松平定敬公

全

長谷川町長